

# 第四計画期間の東京都キャップ&トレード制度について (削減義務率の設定について)

東京都キャップ&トレード制度  
第2回「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」  
令和4年11月15日（火曜日）16：30～19：30  
オンライン会議

## 1. 削減義務率の設定

## 2. 実排出係数への変更について（課題への対応）

# 1. 削減義務率の設定

## (1) 第1回専門的事項等検討会における削減義務率の設定における主な論点

### ◆ 目標排出量の設定方法及び事業所の年度排出量の算定方法

- 制度対象事業所の年度排出量の算定に使用する電気の排出係数には「実排出係数※」の使用を検討してはどうか。

➡ 「実排出係数」の使用の基本的な方向性については概ね了承いただいたが、その影響を精査しながら引き続き検討を進める。

※ 実際に事業所で使用・購入した電気の排出係数

### ◆ 削減義務率の設定方法

- 第四計画期間についても、省エネ対策に加え、再エネ設備の導入や再エネ電気メニューの利用等の多様な義務履行手段により 達成を目指す水準として、新たな目標排出量（想定値：5.9百万t）からバックキャストで設定してはどうか。

➡ 新たな目標排出量について、2030年カーボンハーフを基に設定する方法については了承いただいたが、大規模事業所としてもう少し踏み込んだ目標の設定が必要という意見のほか、中長期で計画を立てている事業者の対応が難しいという意見もあり、引き続き検討を進める。（対応については後述）

### ◆ 区分ごとの削減義務率の設定方法

- 第三計画期間と同様に、省エネ余地による差を削減義務率に反映してはどうか。
- 電気使用比率の差を削減義務率に反映してはどうか。

➡ 区分ごとの削減義務率については、全体の削減義務率の設定及び義務履行手段とその効果を考慮する必要があり、引き続き検討を進め、第3回専門的事項等検討会で案を提示することとする。

# 1. 削減義務率の設定

## (2) 大規模事業所の新たな目標排出量について

### ◆ 第一回専門的事項等検討会でのご意見

- 東京都の産業・業務部門の全体目標を第四計画期間の排出削減目標とすることでよいのか。大規模事業所には踏み込んだ削減を求める必要があるのではないか。

- 東京都全体の2030年の産業・業務部門の目標は、2000年度比で約50%削減であり、その大部分を占める業務部門は約45%の削減を目標としている。
- キャップ&トレード制度において、都の産業・業務部門の2030年目標を達成を目指した場合、大規模事業所全体で2030年までに基準排出量※16.50百万トンから5.9百万トンへの排出量削減を求める水準となる。第四計画期間全体の削減義務率についても、これまでの削減義務率と比較して大幅な削減が求められる。 ※基準排出量は、原則2002～2007年度までの連続3カ年平均の排出量
- 削減義務率の設定にあたっては、削減義務制度という性質を踏まえ、全ての事業者による義務達成を前提に、各事業所の省エネ余地や再エネ利用拡大等による効果等を算定する。
- また、第四計画期間では電気等の実排出係数の採用を検討しているが、係数の改善には不確実性があり、その排出量削減効果は段階的に反映されることが見込まれる。
- 以上を考慮しながら、2030年の削減目標からのバックカスティングを前提としつつ、適切な削減義務率を設定することとしたい。(削減義務率(案)は第3回専門的事項等検討会で提示)
- なお、トップレベル認定事業所認定制度の強化や、都と事業所による公表内容の拡充等により、踏み込んだ対策を実施する事業所を後押しする仕組みの充実を図っていく。

温室効果ガス排出量の部門別目標

	2030年排出量 (百万t-CO <sub>2</sub> )	部門別目標 (2000年比)
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	27.21	—
産業・業務部門	13.81	約50%削減
産業部門	2.22	—
業務部門	11.59	約45%削減
家庭部門	7.28	約45%削減
運輸部門	6.12	約65%削減

- 大規模事業所の新たな目標排出量は、2030年の削減目標からのバックカスティングを前提としつつ、適切な削減義務率を設定してはどうか。

# 1. 削減義務率の設定

## (3) 第四期の削減義務率の設定

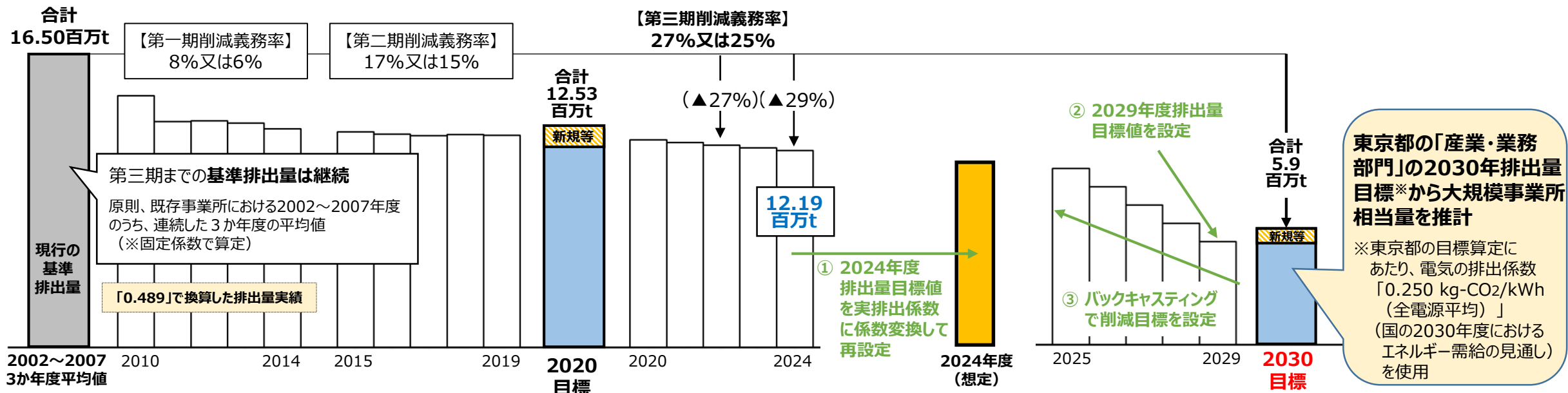
- 削減義務率は、第三計画期間同様に、削減目標からのバックキャストを前提とし、義務履行手段の削減余地及び本制度への新規参入者等における排出量相当分を考慮したうえで設定してはどうか。

### 【第四計画期間の削減義務率の設定イメージ】

- ① 第四計画期間においては実排出係数で削減目標を設定することから、2024年度排出量目標値を実排出係数に係数変換して再設定
- ② 2029年度（第四期最終年度）の目標排出量を設定（2030年目標排出量から本制度への新規参入者等における排出量相当分を除いた値を想定）
- ③ バックキャストを前提として、義務履行手段等を考慮して第四計画期間の削減義務率を設定

排出係数 0.489（固定）

実排出係数

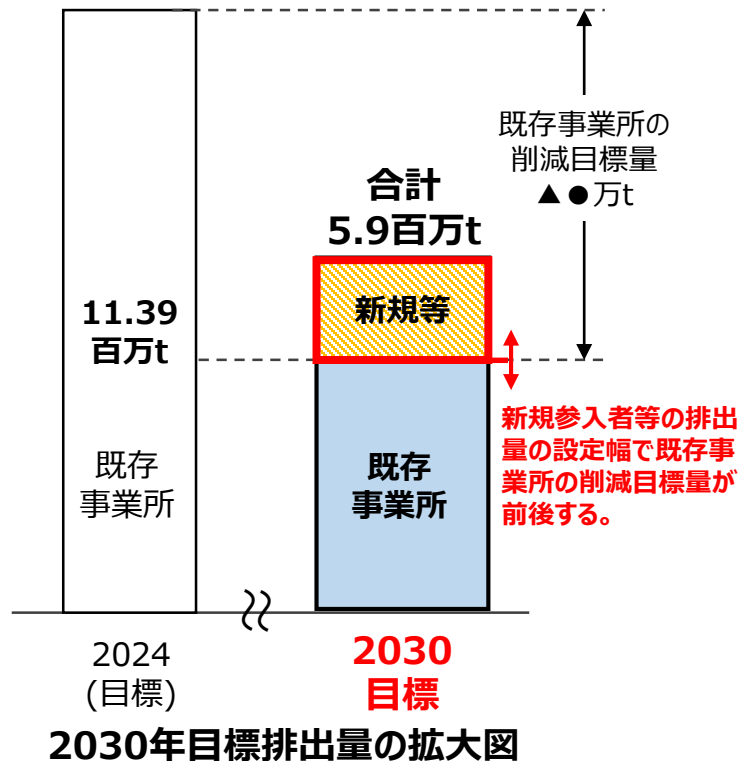


# 1. 削減義務率の設定

## (参考) 本制度への新規参入者等における排出量相当分の考え方について

- 第一計画期間から第三計画期間は、本制度への新規参入者等における排出量相当分を考慮して削減義務率を設定しており、第四計画期間も同様に考慮する。
- 具体的な数値は、第3回専門的事項等検討会で削減義務率（案）とともに提示する。

### 【新規参入者等における排出量相当分の考え方】



- 2030年目標排出量は、その時点での制度対象事業所全体の排出量の合計が、この目標排出量内に収まっていることを目指すものである。
- 制度対象事業所には、新規事業所や指定相当事業所のように削減義務が課せられていない事業所や削減義務率が低い事業所等（Ⅱ区分事業所や医療用途事業所など）が存在する。もし、本制度への新規参入者等における排出量相当分を考慮せずに削減義務率を設定すると、「新規参入事業所にも既存事業所と同じ削減義務率を設定」、「削減義務率を緩和の仕組みが存在しない」といった設計となる。
- このため、**第四期の削減義務率もこれまでの計画期間と同様に、本制度への新規参入者等における排出量相当分を考慮して設定する必要がある。**
- 想定している本制度への新規参入者等における排出量相当分は、新規参入事業所や廃止事業所の排出量、削減義務率緩和相当量※がある。  
※ 現行制度での区分による義務率緩和、医療施設に対する削減義務率の緩和措置、検討中の電化率に応じた義務率緩和などが該当する。

1. 削減義務率の設定

2. 実排出係数への変更について（課題への対応）

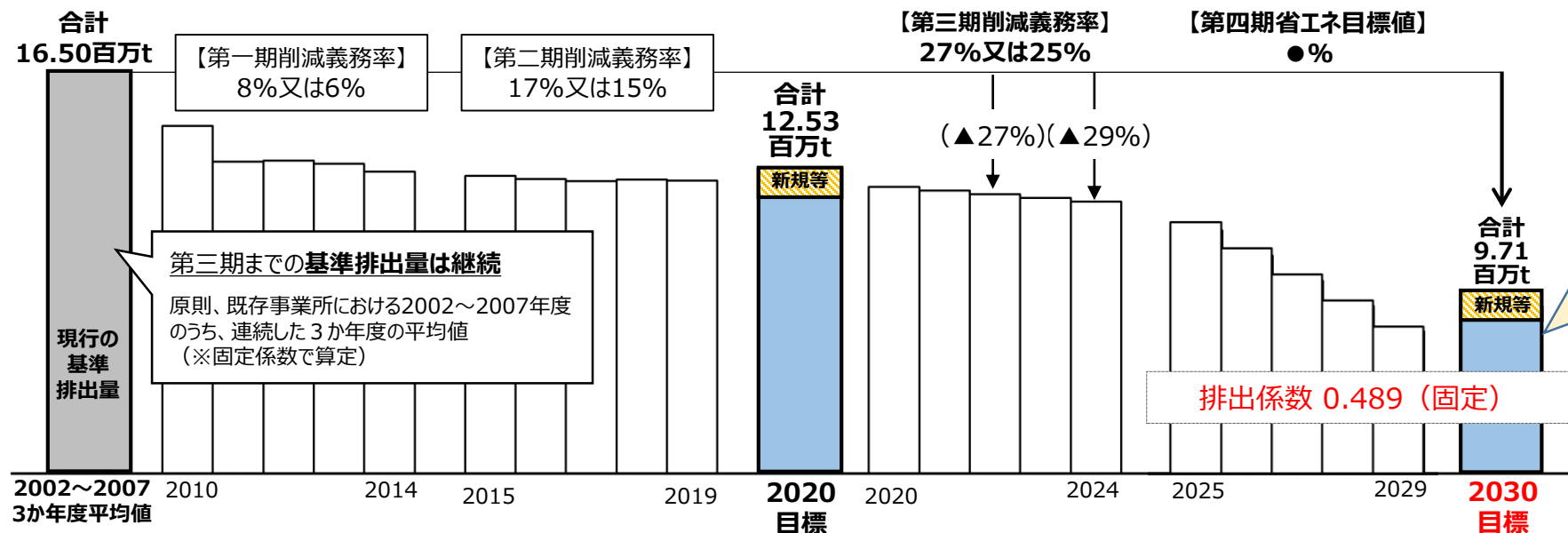
## 2. 実排出係数への変更について（課題への対応）

### （4）省エネルギー対策の目標値の設定

#### ◆ 第一回専門的事項等検討会でのご意見

- 実排出係数への変更には概ね賛同するが、省エネルギー対策を停滞させる（低炭素電気メニューの活用に偏る）可能性がある。
- 削減義務率とは別に、省エネルギー対策の目標値を設定してはどうか。（主に省エネ努力が反映される、第三期までの固定係数で算定した値を想定）  
※ 上記目標値は義務ではなく、義務達成については実排出係数を前提として算出する削減義務率で判断

#### 【省エネ対策の目標値の設定イメージ】



- 第四計画期間末の目標排出量は、都の「産業・業務部門」の2030年排出量目標から大規模事業所相当量を推計
- 電気の排出係数「0.250 kg-CO<sub>2</sub>/kWh（全電源平均）」から「0.489kg-CO<sub>2</sub>/kWh（固定係数）」へ係数換算



## 2. 実排出係数への変更について（課題への対応）

### （5）新たな超過削減量発行の考え方

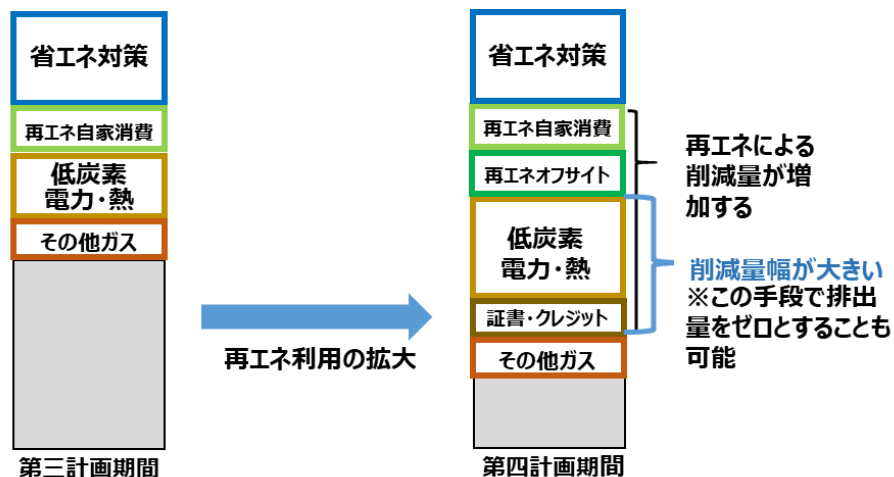
#### <超過削減量とは>

- 超過削減量は、対象事業所が削減義務量（基準排出量×削減義務率）を超えて削減した量であり、自社の削減義務の履行や排出量取引に利用できる。また、当該削減計画期間の削減義務の履行に利用しなかった超過削減量は、翌削減計画期間に持ち越すバンキングが可能である。
- 第三計画期間までは、電気の排出係数を固定していたため、**超過削減量の多くが、対象事業所の省エネ努力によるもの**であった。

- 第四計画期間は、省エネ努力に加え、オンサイト・オフサイト、低炭素の電力・熱の購入、証書・クレジットの活用等の履行手段の拡大を検討
- **低炭素の電力契約や証書・クレジット購入により排出量を大幅に削減し、超過削減量を創出するケースが発生することも想定される。**

- **省エネ対策の継続的な実施を促すため、新たに設定する「省エネ目標値」を上回る場合にのみ、超過削減量が得られる仕組みとしてはどうか。**
- **実排出係数の採用や義務履行手段の拡大に起因して創出される超過削減量について、創出可能となる条件を付してはどうか。**

※ 具体的な超過削減量の算定方法（案）は、第3回専門的事項等検討会で提示



→ 超過削減量の創出の基準や創出量について検討が必要